

新方針及びごみ処理広域化の検討状況及び考え方等について

1 第3次一般廃棄物処理基本計画（平成28年10月策定）

(1) 基本理念「ゼロ・ウェイストかまくら」の実現を目指して

- ・本市においては、焼却施設の老朽化を背景として、焼却量を削減するとともに、新ごみ焼却施設を整備し、将来にわたり安定したごみ処理を行うことが求められています。
- ・環境負荷の少ない「循環型社会」を形成するために、市民、事業者、行政が連携・協働して3Rを推進し、焼却量や埋め立てによる最終処分を限りなくゼロに近づける「ゼロ・ウェイストかまくら」の実現を目指します。

(2) 施策（1-3） リサイクル（再生利用）の推進

・新たな資源化の検討

さらなる焼却量の削減と資源化の有効利用を促進するため、処理コストを考慮しながら資源化手法の改善を図るとともに、資源化品目の拡大（製品プラスチック、木くず）、新たな資源化（皮革製品、羽毛・綿衣料品、紙おむつ、生ごみなど）や分別区分の見直しの検討を行い、可能な品目から順次実施します。

2 新焼却施設整備の検討経過

今後ごみの減量・資源化を進め、発生抑制に努めても、全てのごみを削減することは不可能であるため、平成25年6月に新たなごみ焼却施設の建設に向けてごみ焼却施設基本構想を策定し、エネルギー回収のできる施設整備を図るとしました。

施設規模については、平成26年5月に当審議会から答申をいただいた「鎌倉市の最適な資源化のあり方について」を踏まえ、当時紙おむつや乾式メタン発酵事業等について資源化技術が確立されていなかったことから資源化品目には入れず、将来の焼却量を災害ごみ10%を加味して約33,000tと推計し日量124tとしました。

施設整備候補地については、生活環境整備審議会に用地検討部会を設置し、4候補地の選出や比較検討まで行い、その内容を踏まえて市が平成27年4月に山崎下水道終末処理場未活用地を選出し、公表後、平成27年5月から地元住民と話し合いを開始しました。

3 方針変更の理由

(ア) 平成31年3月 「将来のごみ処理体制についての方針」策定

令和7年度の新焼却施設の建設に向けて地元住民との話し合いを行ってきましたが、平行線の状況が続き、施設整備の期日も迫る中、ごみ処理については様々な手法があることから、廃棄物処理を取り巻く状況を考慮しつつ、本市における最適なごみ処理体制について改めて検討を行いました。

検討は、資源化技術の向上や今後の人口予測を踏まえた将来のごみ発生量を試算した上で、「計画に沿って新焼却施設を建設する場合」と「焼却施設を建設せずにごみの減量資源化を進める場合」について、「安定面」「財政面」「環境面」の3つの観点から評価しました。



評価の結果、焼却施設を建設しない方が特に「環境面」「財政面」で優れ「安定面においてもバックアップ体制の構築により補完が可能であることから、焼却施設を建設せずにゼロ・ウェイストを目指してごみの減量・資源化を進める方向に方針を転換することとし「将来のごみ処理体制についての方針」としてとりまとめ公表しました。方針の基本的な考え方は次のとおりです。

○ 今後のごみ処理体制の基本的な考え方

・ごみの減量・資源化施策

家庭系生ごみと紙おむつの資源化を促進し、事業系ごみは生ごみを事業者が自ら登録再生利用事業者へ搬入するよう誘導し、市に搬入される可燃ごみを民間事業者で委託処理することにより全量資源化を図ります。

令和11年度 可燃ごみ 10,000トンを目指します。

・名越クリーンセンター稼働停止後の処理方法（令和7年度以降）

2市1町で合意できれば、広域連携による逗子市焼却施設での焼却処理、広域連携ができない場合は、民間事業者により適正に処理を行います。

民間事業者等とバックアップ協定を締結して確実性の担保を図ります。

(イ) 令和元年11月 「2市1町ごみ処理広域化実施計画（素案）」策定

ごみ処理広域化は、ごみ処理の様々な課題について連携して取り組むことで効率的で環境負荷の少ないごみ処理を進めるものです。

2市1町の広域連携の協議は、平成28年7月に葉山町を入れた「2市1町におけるごみ処理広域化に関する覚書」を締結し、焼却処理については鎌倉市と逗子市の施設で処理することを前提としたごみ処理広域化実施計画の策定の検討を進めていましたが、3（ア）で記述したようにごみ処理について様々な手法があることから、平成29年11月に鎌倉市から逗子市の焼却施設で焼却処理する可能性についての検討を要請して、協議を進めてまいりました。

その結果、次の内容の2市1町ごみ処理広域化実施計画（素案）を策定しました。

・基本理念

「環境負荷の少ない循環型社会の形成に資するゼロ・ウェイストの実現を目指す」

・基本方針

「課題と連携の方向性に基づき、様々なごみの減量・資源化策を推進することにより、ゼロ・ウェイストの実現、ひいてはSDGsの達成を目指します。」

・計画期間 令和2年度から令和11年度

・ごみ処理施設の整備方針

令和 7 年度から逗子市焼却施設で鎌倉市及び葉山町の可燃ごみを焼却します。
・圏域における将来のごみ処理体制について
逗子市の焼却施設はおおむね令和 16 年度までの稼働とします。
逗子市焼却施設稼働停止後の処理は、将来のごみ量の予測・新技術の実用化の
進捗、国の広域化・集約化の更なる推進等から次のとおり考察しました。



国の通知では、新たに焼却施設を建設する場合エネルギー回収が必須となるため、最低でも日量 100 トン程度（年間 27,000 t）の規模の検討が必要となります。

令和 17 年度以降の可燃ごみ量は、人口減少や資源化技術の進歩を踏まえると令和 11 年度の見込量約 2 万 t よりさらに減少していくと試算し、この可燃ごみ量で 2 市 1 町から排出する可燃ごみを処理するためだけに焼却施設を建設することは、エネルギー回収するには非効率な規模となり、圏域で新たな焼却施設を建設するのは最良な方法ではありません。

以上を踏まえ、今後、神奈川県が策定する「広域化・集約化計画」の策定状況やごみ処理広域化の区割り見直しを視野に入れつつ、民間の新技術による資源化手法の活用も行うなどゼロ・ウェイストを目指してごみの減量・資源化を進めていきます。

4 これまでの審議会（2 回開催）での審議を踏まえて

令和 2 年 1 月 24 日開催の第 1 回審議会において、新方針及びごみ処理広域化実施計画（素案）に対して、各委員から「ごみ処理広域化の必要性や重要さは理解できるが、本当に実現できるのか」、「デメリットやリスクにどう対処するのか」、「広域化の協議過程はどうであったのか」などの意見をいただきました。

これに対して令和 2 年 3 月 27 日開催の第 2 回審議会において、資料 2-1「ごみ減量・資源化を推進するための課題等に対する考え方」及び資料 3-1「ごみ処理広域化実施計画の協議過程における課題に対する考え方」で説明いたしました。

当日の意見では、「希望的な観測がかなり含まれている」「バックアップ体制についても直ちに受け入れる担保が大事」「今反対の声を出さない多くの住民は関心がないということで、何かあった時には大きな反対になることがある」などの意見をいただきました。

本市としては、第 3 次一般廃棄物処理基本計画の基本理念である「ゼロ・ウェイスト」を目指して 2 市 1 町で連携を図りながら、住民負担や全体のコスト、環境面を考慮しながらできる限り減量・資源化を推進して焼却量を削減し、広域連携において、適正に処理をしていきたいと考えております。

ごみ減量・資源化施策については、減量・資源化の実現に向けた更なる検討、市民・事業者への周知・啓発、新たな資源化技術の探求を進めるとともに、安定的なごみ処理を構築するため、他の自治体や民間事業者等を活用したバックアップ体制を構築する必要がある

り、ご意見をいただいた点も踏まえてサウンディング調査（19 者から申込み）を実施して、実効性のある体制を構築していきたいと考えております。

逗子市施設の稼働停止後の焼却処理の手法については、広域化ブロック区割りの設定の見直し（拡大）も視野に入れており、現在、平成 31 年 3 月に環境省から示された通知を踏まえ、県が「広域化集約化計画」を令和 3 年度末の策定に向けて検討していることから、今後、2 市 1 町で実施計画に位置付けた内容を積極的に説明し協議を行ってまいります。